



認定NPO法人市民オンブズマンおかやま

編集・発行 光成卓明 事務所 〒700-0933 岡山市北区奥田1-11-20
E-mail : info@ombud-oka.com ホームページ : http://www.ombud-oka.com

四国中央市の談合問題

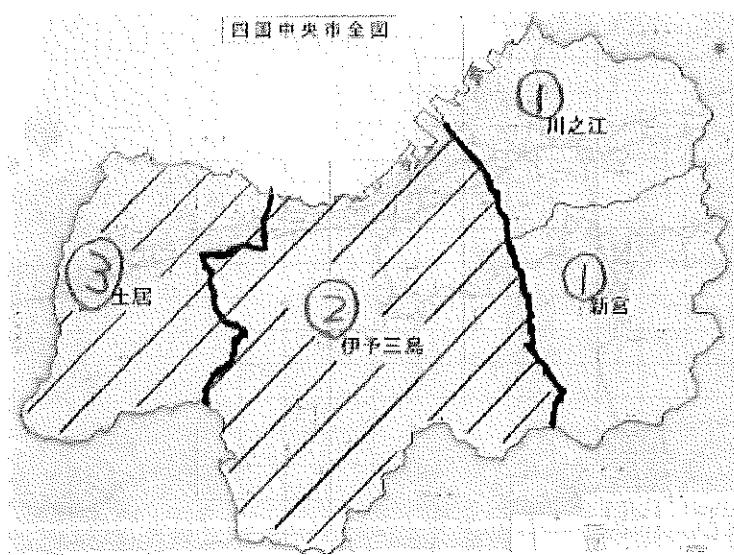
井川孝志

1、はじめに

私は愛媛県四国中央市に住んでいます。オンブズマンを目指したきっかけは四国中央市の腐った談合問題でした。岡山の市民オンブズマンおかやまに2年前に参加して、諸先輩の指導いただきました。以下に述べるような市民の税金を無駄遣いする現状を粘り強く正して行くつもりです。

四国中央市は2004年4月に、川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村の2市1町1村が合併してきました。当地方は昔から宇摩地方と呼ばれ、合併時市名も「宇摩市」か「うま市」に決まっていたのですが、当時の市長が四国中央市という即物的で恥ずかしい市名を市民の反対を押し切って決めた経緯があります。「愛媛県四国中央市」って、なんか変だと感じませんか？

2、談合の温床・四国中央市の「地区割り」（下図、-----斜線が談合地区です）



四国中央市では長年にわたり談合がくり返されています。談合の温床は、狭い市内をさらに、①「川之江（新宮）」②「三島」③「土居」の3つの地区に分ける「地区割り」です。3つの地区に分けた結果、①競争が行われている「川之江（新宮）」地区と②談合が行われている「三島」・③「土居」地区の間で大きな落札率の差が生じています。

市と談合業者は、地区割りをすることにより競争を意識的に妨害し、落札率を高止まりさせています。競争が全く機能しなくなった談合地区では、多くの談合業者に不当な

利益をもたらし、膨大な税金が無駄に使われています。利益を受けた業者は選挙の票や資金でその見返りをしていると言われています。この「地区割り」を止めるよう強く主張しているのは共産党市議だけですが、多勢に無勢、市はその要求をはねのけています。

談合・無駄な高額落札・バラマキの結果、市の財政が圧迫され、財政難ともいえる状況です。絶望的な無力感はどこかと似ていますね。

3、とりあえず、具体例をほんの5つほど見ていきます。

(1) 最初に最も一般的な「道路改良工事」項目で集計してみると

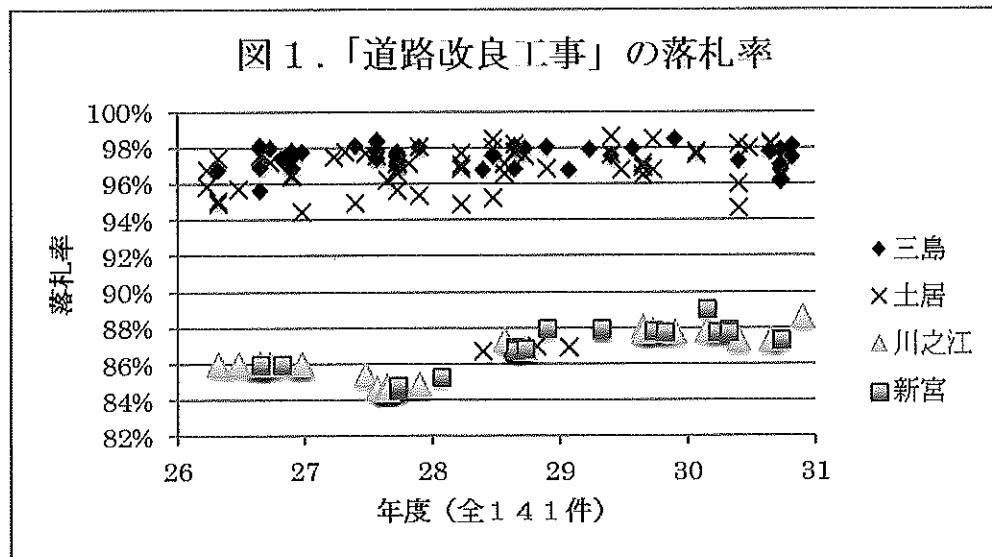
表1、「道路改良工事」約5年間の集計（全141件）

地区	件数	落札額・計	落札率	最低制限価格との乖離率
川之江	23	117,385,141	86.43%	0.08%
新宮	23	166,307,516	86.83%	0.02%
三島	38	269,519,000	97.54%	
土居	57	300,405,850	96.38%	

両地区の差、10.33%

「川之江・新宮地区」と「三島・土居地区」の落札率の差・10.33%は「談合のない地区」と「談合のある地区」との差です。

これを散布図で表すと



その内

- ①市内で5年間に「〇〇道路改良工事」と名の付く入札において、年度をまたいで連續する工事が17ヶ所ありました。
- ②その内10ヶ所の工事は三島・土居地区において、①同一業者が②高額で③連續落札しました。(その一部が次の表1-2)
- ③残る7ヶ所は、川之江地区において、①全く違った業者が、②最低制限価格ギリギリで低額落札し、③連續受注は全くありませんでした。

表1-2、「道路改良工事」における、連續受注のほんの一部

工事名	地区	落札者	連続落札回数	平均落札率
寒川豊岡線道路改良工事	三島	(株) T産業	4	98.1%
大倉東線道路改良工事	"	(株) H工務店	4	98.0%
県道北本郷線道路改良工事	土居	N建設(株)	5	97.4%
北野土居線道路改良工事	"	(有) H建設	5	97.4%

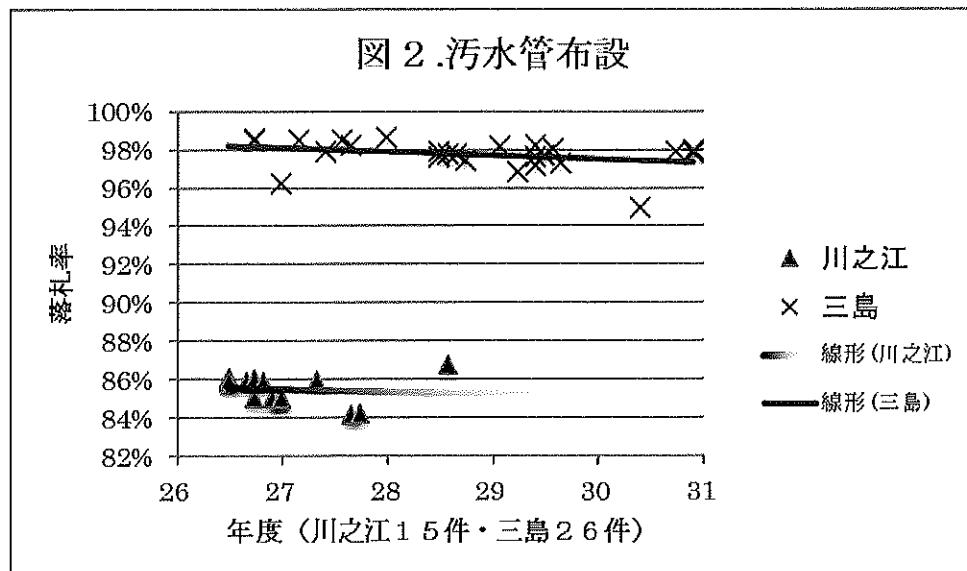
(2) 「汚水管布設」項目で集計してみると

表2、「汚水管布設」約5年の集計(全41件)

地区	件数	落札額・計	落札率
川之江	15	96,891,727	85.45%
三島	26	247,161,000	97.74%

両地区の差、12.3%

これを散布図で表すと(新宮・土居地区は件数ゼロ)



事実はここまで明確です。偶然こんなことが起こることはありえません。両地区の落札率の差・12.3%は「談合のない地区」と「談合のある地区」との差です。線形近似がここまで雄弁に談合を物語っています。

(3) 「中田井配水池系耐震排水本管布設工事」(三島地区)で見ると

4年間で全11工区・7億1885万円(税抜)の工事を、平均落札率9.8%で1回連続落札したのは、市内最大の土建業者I工業でした。

(4) 「舗装工事」項目で集計してみると

ここではもっと単純明快です。なんと、舗装をする地区によって、入札前から落札業者が決まっているのです。

表3、「舗装工事」における地区割り談合

落札業者	落札地区
C道路(川之江の業者)	川之江&新宮の基幹道路
S道路(三島の業者)	三島&土居&新宮のその他道路

- ① どちらが落札しても、落札率は9.4%台のきわめて狭い範囲に集束されており、競争入札ではありえない数字です。
- ② どちらが落札しても、1位と2位の差は平均で0.75%です
- ③ さらに驚くべきことは、舗装工事以外の一般の土木工事では、(談合地域の三島にある)S道路は談合による高額落札し、(競争地域の川之江にある)C道路は最低制限価格ピッタリの低額落札していることです。
- ④ さらに、S道路・C道路の2社だけではさすがにバツが悪いので、数合わせとしてK道路(松山市)・S道路(西条市)が体裁作りのため3位と4位に入札参加しますが、絶対に落札しません。
もうやってられませんね~~~。

(5) これらの歪んだ入札の行き着いた先に、2016年11月22日の四国中央市新庁舎建設工事がありました。

- ① 落札額52億2800万円(税抜)…10万以下を切り捨てただけ
- ② 落札率99.9%で
- ③ 一社入札
でした。こんなことが許されるのでしょうか?

4、まとめ

これらはほんの氷山の一角です。紙数に限りがあり、ほんの一部しかお見せできな
いのは本当に残念です。指をくわえてこの現実を見逃しているのは、オンブズマンとし
て本当に悔しい思いです。この恥ずかしい談合の実態を白日の下に晒すまで、戦いは続
きます。

長く観察していると、入札の段階で、どの業者がいくらで落札するか、大体わかり
ます。一体何のための入札でしょうね？

岡山県ではどうなのでしょうか？まさか四国中央市のような恥ずかしい状態ではないでし
ょうね？

お詫び

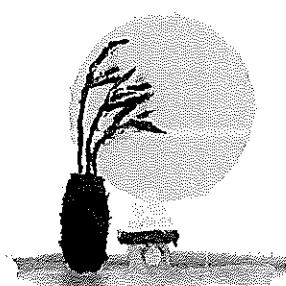
会報の発行に、ずいぶんと間が空いてしまいましたことを、お詫び申し上げます。
ひとえに、代表が原稿書きをさぼったことが原因です。

この間、裁判をはじめとして活動自体は行っていたのですが、いったん一服し
て間が開いてしまうと書きづらくなってしまい・・・寄る年波で瞬發力だか持久
力だかが落ちてきたのでしょうか？

いや、年金の支給年齢が上げられようかという時代にそんなことを言っている
場合ではありませんし、そもそもオンブズマン活動というのはく皆さんに逐一ご
報告してなんば>のものです。平にお許しください。

これを教訓に、今後は発行ペースの維持に努めてまいります。

(光成卓明)



政務活動費裁判のご報告

光成卓明

平成29年度岡山県・岡山市政務活動費

平成29年度の岡山市議会・岡山県議会の政務活動費の監査請求・住民訴訟は、いったん「お休み」させていただきました。県議会事件が、平成21年度分から28年度分まで8件岡山地裁で審理中なのですが、先行している22年度事件の大詰めが近づいてきたため、これ以上事件数を増やすことが大変になってきたためです。とりあえず22年度事件の判決を得ることに注力することにしました。

岡山市議会事件の判決

平成24年度事件 H30.1.31 岡山地裁判決 9会派 1168万3860円

H31.1.17 広島高裁岡山支部判決 5会派 241万4019円

地裁判決で大勝ちした理由は、市議会の会派の控室の人物費・事務費を、「全額政務活動費から支出するのはいけない。50%按分せよ」としたためです（全国的には、按分せよという判決も出ていますが、岡山では19～23年度分の裁判で認められていませんでした）。ところが、高裁ではその判断が逆転してしまいました。

平成25年度事件 H31.11.28 岡山地裁判決 3会派 47万9290円

(双方とも控訴せず確定しました)

いきなり勝訴額が下がっているのは、市議会の政務活動費の「使いぶり」がこの年度から目に見えて改善した（前年度にH19年度分の判決が確定したため）ことと、そのためにこの年度分から請求の対象を絞ったためです。

平成26年度事件 H30.4.2 岡山地裁判決 5会派 61万5747円

H30.11.29 広島高裁岡山支部判決 4会派 27万7489円

高裁で減らされた理由は、韓国富川市とグアム島の「視察」について、「一部観光だ」と認定されたものの、返させる金額は「それが原因で高くついたことははっきりしている分」だけだ、とされたからです。（一審の地方裁判所は、「%で返せ」という判決でした。）

裁判所の判断は（裁判官によって微妙に違いますが）

ア 「飲み会」代や怪しげな会合費用は全部「違法」にする。

- イ 事務費、HP 費用、ガソリン代などは原則 50 %按分にし、議員側の言い分はめったに認めない。
- ウ 観察旅費は、よほど酷いと「観光」と認定する（ただし返還額は渋い）。
- エ 「市政報告紙」は、よほど酷いと「違法」にしたり按分させたりする。
というあたりで、ほぼ定着してきています。

進行中の裁判<県議会訴訟>

平成 21 年度分から 28 年度分まで 8 件岡山地裁で審理中で、22 年度事件の大詰めが近づいています。順調にいけば本年度（令和 2 年 3 月まで）に判決が得られそうです。
その後はペースが上がり、半年～1 年に 1 件の割合で、続けて判決が得られるでしょう。
県議会の政務活動費は、交付額（年間 420 万円、市議会は 162 万円）も裁判での請求額（毎年度 7000 万～1 億円規模。市議会は多い年で 3000 万円規模）も市議会とは段違いに多く、「行儀の悪さ」も市議会の比ではないので（たとえば宴会代金がたいへん多い）、判決がたいへんに楽しみです。

進行中の裁判<市議会訴訟>

平成 27 年度分 8 会派 584 万 6560 円

平成 28 年度分 5 会派 1279 万 1781 円

27 年度分以降請求額が増えているのは、いったん正常化した政務活動費の支出が緩んできたことと、24 年度事件の地裁判決で「控室経費」が一部違法と認められたので 28 年度事件の請求額を増やしたためです。

市議会事件は進行が早く、27 年度事件の判決は今年 10 月 30 日。28 年度事件も来年前半までには判決が得られそうです。

進行中の裁判<愛媛県議会訴訟>

愛媛県から参加されている井川さんが原告となって、愛媛県議会の政務活動費について今年、裁判を起こしました。四国中央市選出の 3 人の議員について、743 万 8889 円の返還を請求しており、9 月 25 日に第 1 回の口頭弁論が行われました。愛媛県議会の政務活動費について裁判が起こされるのは初めてで、こういう「荒野」では西部劇ながらに、飲み会代やら花代やら法外なガソリン代やら、無法な支出がはびこっています。

今後も、裁判の行方（とりわけ県議会）にご注目ください。

2018年度全国大会(新潟大会)報告

(2019年度全国大会報告は次号に掲載)

「情報公開」分科会報告

東 隆 司

1 本分科会では、昨年に引き続き、森田明弁護士の基調講演とこれに対する質疑応答、参加者の事例報告等が行われた。

森田弁護士は、情報公開法に基づき設置された「情報公開審査会」の委員を経験された弁護士で、今回は、今年4月以降再燃した国の公文書隠しの問題を取り上げ、「文書不存在」の問題について話をされた。

本報告では、森田弁護士の講演の中から印象に残ったところを取り上げた。

2 護衛艦「たちかぜ」の一般事故調査報告結果について

護衛艦「たちかぜ」の乗組員の自殺事件に関する文書の開示請求事件について、乗組員に対するアンケートの原本が問題となった。

処分庁は、当該文書は廃棄済みで不存在であると回答していたが、請求者の異議申立てにより審査会が審査を行ったところ、審査会係属中に文書の存在が発覚した。

処分庁は、行政文書（公文書）とは別に個人資料というカテゴリーを設けていたが、個人資料の範囲が次第に拡大解釈されて、本来行政文書として保管されるべき乗組員に対するアンケートが個人資料として保管されていたことから、不存在との回答になった事実が判明した。

また、文書の存在が処分庁内部で判明して以後も、職員等は存在していることを報告することを勧めるのではなく、廃棄するように働きかけをするなど、組織的に隠蔽しようとする傾向が認められたとのことであった。

3 南スーダンの日報問題について

「中央即応集団と南スーダン派遣隊とのやり取りした文書のすべて」について開示請求がされた事件について、中央即応集団には、開示対象文書として日報を含む複数の文書があつたにもかかわらず、中央即応集団幹部が、日報は行政文書としての体をなしていないと指摘したことから、中央即応集団と陸上自衛隊職員間で、日報は個人資料との確認がなされ、日報は開示対象文書から除外された。

以後、自衛隊内部では、日報は存在しないという虚構の事実が確定した。

しかし、実際には、多数の職員が日報（データ）を保有していたことから、存在自体を否定することはできず、行政文書としては存在していないが、個人資料としては存在するという対応をせざるを得なくなつた。

しかし、個人資料であれば開示に応じる義務はないということになりかねない。

個人資料という抜け穴を一刻も早くふさぐ必要がある。

4 また、電子メール等が電磁的記録の状態で保管された場合の保管期間の問題（1年未満）や廃棄の危険性を考えると、早急に電磁的記録の取り扱いについてのルール作りが必要である。

「共謀罪と公安警察」分科会 報告

釣崎悦子

○「明るい警察を実現する全国ネットワーク」

清水勉（弁護士、東京市民オンブズマン）

清水勉氏自身が弁護しているフリージャーナリスト・常岡浩介さんの私戦予備陰謀罪に問われた事件の概要と警視庁公安部外事3課による家宅捜査の状況と問題点が説明がされました。

この説明の中でイスラム国（IS）に殺された湯川遥菜さんについて、「ISに殺されるのではなく、ISによる裁判で公平に裁かれる予定であった。しかし、警視庁公安部外事3課による家宅搜索で、立ち合い人である常岡氏が出国できなかったことで、公開処刑されてしまった。湯川さんを殺したのは誰か、この状況を聞けば明らかである」と強調されていました。

まとめとして、「国際テロ対策のためと称して、警備の強化が2020年オリンピックを目指して行われているが、ここで予算を拡大して、監視カメラなどの整備が進み、市民生活の監視強化が行われる。だが、オリンピック後は、当然、強化された監視状況は緩和されない。起訴を前提としない公安警察による違法な捜査が繰り返される」と述べられました。

○「公安警察、秘匿される実態、その正体は」

原田宏二（元北海道警察官）

<報告の概要>

警察機構の中には、警察責務上からみて市

民警察と公安警察があり、都道府県警察の情報は、人・金・物全てが警察庁に集まるシステムである。その情報は内閣情報調査室から内閣総理大臣に報告される。つまり、警察が政治的に中立であることはあり得ない。

数年前の、大分県で参議院議員選挙に起きた、労働組合の事務所を監視カメラで撮影していた事件がある。これまで革新系の選挙違反は公安が担当するという暗黙の了解があったが、この件は刑事がやっていた。以前とは変わってきていると印象を受けた。公安警察の一部分だけで市民監視を行っているのではなく、警察全体がこれを行っており、特に最近その傾向が強まっているように感じている。

警察は毎年警察官を増員し予算も増額している。刑法犯罪の事件数はピーク時（H14年）の1/3になっているが、警察官は増えている。その人と金がどこに流れているかについて、オンブズマンも関心をもってほしい。

公安警察については、担当者以外その実態は闇である。彼らの問題点はその実態を知られていないことである。共謀罪の中に“組織的犯罪集団”を入れ込んだことにより、警察の中でひそかに行われていた活動について、しっかりととした法的根拠を与えてしまったことが問題である。

共謀罪が施行されて1年になるが、警察は「摘発はなかった」としているものの公安警察の目的は摘発ではない。監視する根拠ができたことによって、着々と監視活動をおこなっている。最大の問題は、「共謀罪は、市民運動を監視する根拠を作ってしまった」とことである。

○ 大垣警察市民監視違憲訴訟について
原告・近藤百合子（岐阜・大垣市）

<事件の内容>

大垣警察署が、勉強会を開いた地元住民2名と市民運動2名の「氏名」「学歴」「職歴」「病歴」などの個人情報と、地域の様々な運動の中心的役割を担っている法律事務所に関する情報を事業者に提供していたことが発覚した。

近藤さんは、「私たち団塊世代の者は市民運動を行えば公安からマークされるとわかつっていたが、今回の事件を受けて、公安警察に対しても、民主的統制、法的チェックを考えると同時にブラックボックスになっている中身を明らかにしたい。我々4人の救済より公安警察の在り方に風穴を開けて、民主主義

社会に相応しい警察の在り方に結びつけたい」と述べられた。

分科会の最後に清水勉さんは、「皆さんに警察白書を読んで欲しい、そこで、官僚がどのような発想で仕事をしているかが明らかになる」と言わされていました。

公安警察は事件化して表に出ることがないので、ペールに包まれた組織です。だからこそ、公安警察の仕事内容を明らかにしていくために情報公開請求が必要です。

マスコミは公安警察の広報的役割をしているところもあります。市民運動の側が、自分たちの視点で公安警察をみるという状況を作れば、そのようなマスコミ報道も変えていかれるのではないかと思います。

コラム

60代でのデビュー(その1)

藤井邦昭

先ずは、「テレビでていた」とかなりの人から言われます。テレビデビューです。

先日、県と市に対しての監査請求に参加したものでした。テレビ放送されるとすぐに電話が鳴り、「デビューですね」と。また、同級生からも「同期で頑張っているのは他にいない。応援するぞ」と次々にありました。その後も会う人から「活動しているんだね」と話しかけられること多々あります。テレビの影響は、凄いですね。

ただ、内容などを理解している人は少なくて「こんなことなんです」と理解を深めてもらうようにしています。また、参加協力もお願いしているところです。

今までに何度か機会があったものの参加できずにいましたが、今後は、都合がつけば積極的に参加し、「スタート」の合図とともに一番前を、弁護士のとなりを颯爽と歩いていこうと思っています。

60歳半ばのほろ苦いテレビデビューでした。

しかし、監査請求しなくてもよいことになることを願っております。